

平成 2 6 年度
第 2 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 6 年 5 月 1 2 日開会

高松市農業委員会

平成26年度第2回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成26年5月12日（月）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 19人

- 1番 山田 寛（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 南原 勉
- 7番 木村 保夫
- 8番 妻鹿 常男
- 9番 高砂 清一
- 10番 杉原 良祥
- 12番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 13番 山地 義□
- 14番 佃 光廣
- 15番 藤澤 鶴夫
- 16番 兔子尾紀夫
- 17番 橋本 正計
- 18番 神内 茂樹
- 19番 羽田 剛（農地部会長職務代理者）
- 20番 溝渕 敏幸

欠席委員 1人

- 11番 雪野 利数

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長 山地 利文
（農政課長事務取扱）
- 農政課 主幹 川西 好春
（課長補佐事務取扱）
- 農地係 長 多田 利浩
- 主任 主事 稲井 稔
- 主任 主事 豊島 俊治
- 主任 主事 寺井 康弘
- 主任 主事 藤井 照彦

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計
画変更申請について
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第10号 非農地証明願について
- 議案第11号 農地改良に係る届出について
- 議案第12号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について
- 議案第13号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について
- 議案第14号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の
規定による開発計画に対する意見について
- 議案第15号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する
意見について
- 議案第16号 廃棄物処理施設の設置に係る意見について
- 議案第17号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係諮問事案に対する農
業委員会会長専決処分について

議 長(農地部会長) ただ今から平成26年度第2回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は20人中19人で、部会は成立しております。なお、欠席委員は、雪野委員です。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は13番山地委員、14番佃委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃貸人が転用するため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は貸付地の一部無償譲渡です。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請8番のとおりです。

2番も、賃貸人が転用するため農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

3番は、耕作目的により残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は貸付地の一部無償譲渡です。譲渡の内容は、農地法第3条第1項の規定による許可申請(所有権)11番に関連しています。

4番は、賃貸人が転用するため農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

5番は、耕作目的で賃貸人が申出人となり、農事調停により残存小作による賃貸借契約の合意解約が成立したもので、離作補償は有りません。

6番は、賃貸人が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

7番は、賃貸人が売却するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。売却の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請(所有権)15番のとおりです。

8番は、賃貸人が転用するため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は金銭の支払いです。

9番も、賃貸人が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約

するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請41番のとおりです。

10番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

11番も、賃借人が労力不足のため県農地機構を經由した農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書4ページをお開きください。

1番・2番・3番は、耕作目的により借人を変更するため返還を受けたものです。

4番は、転貸農地の所有権を移転するため返還を受けたものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）11番に関連しています。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について11件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について4件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

本件は、平成7年6月28日付けで非農家の自己住宅用地として転用許可を受け、2階建、築面積87.00平方メートルの住宅を建築する計画でしたが、その後、県外へ転出したことなどの理由から転用計画を廃止し、新たに分譲住宅用地として転用するため許可の取消願が提出されたものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請15番と関連しています。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成18年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が58.65平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現住居が老朽化し建替えに迫られる中、代替地の検討もされた結果、自己所有の一団の農地に隣接し住宅に適する妥当な面積であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者が耕作する農地への進入路とするもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は過去に造成され一部利用中ですが、同時に提出されている農地法第5条第1項の規定による許可申請14番のとおり隣接農地の一部を譲り受けて拡幅整備するもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本件は、農地法施行規則第32条第1号に規定する「耕作の事業を行う者が、その者の耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設」に該当することから、無断転用とはなりません。

4番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、発電出力39.1キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを176枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は申請地を平成25年9月に相続したものの県外に居住し管理に窮しているもので、主要地方道高松・牟礼線に面し設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、申請地は、平成2年4月に資材置場・駐車場等用地として賃借権設定による農地法第5条の規定による許可を受けていましたが、借人が転用しないまま現在に至っているもので、同時に農地法第5条第1項の規定による許可の取消願1番が提出されています。

6番も、発電出力20.9キロワット、パネル1枚の面積約1.67平方メートルを90枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は5番と同じ所有者で管理に窮しているもので、市道に面し設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7ページをお開きください。

7番も、発電出力44.6キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを180枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は高齢で所有する農地の耕作・管理に窮しているもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成16年に車庫を建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が428.73平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定に

よる許可申請25番に関連しています。

9番は、露天貸資材置場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者が経営している建設会社へ平成6年から貸し付けている資材置場が申請地にはみ出していることが判明したため転用申請するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成6年7月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が298平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.95平方メートルを216枚、3基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、申請地は造成済みですが、平成12年8月に農地法第5条の許可を得て旧香川町が借り上げ、13年春からゲートボール場として利用されていましたが、24年9月末に造成されたまま返還されたもので、このことに鑑み無断転用扱いとはしないものです。

11番は、非農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和58年ごろに住宅と倉庫兼車庫を建築済みですが、隣接する農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が325.83平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、内面積の残り168平方メートルについては、分家住宅用地として農地法第5条第1項の規定による許可申請30番が同時に提出されています。

12番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は高齢で耕作面積の縮小を余儀なくされ、所有農地のうち、主要地方道円座・香南線に面し交通の利便性が良い申請地を転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が138.70平方メートル有ります。

13番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、隣接する企業の営業所から十数

台分の利用申込みを受けているほか、国道32号に面し近隣に事務所や店舗が立地しており、新たな利用申込みも期待できることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成17年ごろに造成済みで駐車場として使用されていますが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が24平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

8ページをお開きください。

14番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者の農地への進入路拡幅のため水路を農地の一部へ付け替えているもので、農業用施設であり他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成3年3月から水路として利用中ですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本件は、農地法施行規則第32条第1号に規定する「耕作の事業を行う者が、その者の耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設」に該当することから、無断転用とはなりません。

15番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、2世帯住宅に改築し車庫の新設及び栽培している野菜の出荷作業場が必要であることから、宅地を拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が283.95平方メートル有ります。

16番は、貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は単身・高齢世帯で所有農地の3分の2を貸し付けてもなお、50アールの自作地があり管理・耕作に窮しており、また、申請地は県道高松・坂出線に面し交通の利便性が良く商業施設の立地条件にも合致しており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

17番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、世帯員の増加に伴う増築のため宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が160.87平方メー

トル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について17件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書9ページをお開きください。

本件は、平成2年4月26日付けで賃借にて住宅展示場・露天資材置場・駐車場用地として転用許可を受けていましたが、転用事業を行わず農地のままであったことから、契約を解除し許可の取消願が提出されたものです。

取消後は貸人から新たな転用申請が出ています。農地法第4条第1項の規定による許可申請5番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書10ページをお開きください。

1番は、平成25年10月1日付けで住宅2階建20棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、そのうちの1区画が転用者の事業に必要なことから、露天資材置場・倉庫用地として変更申請するものです。

2番は、平成25年2月27日付けで分譲住宅2階建1棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、転用区域を拡張することから、住宅2階建2棟の分譲住宅用地とし、併せて工事完了日を28年2月29日から29年5月31日まで延長するため変更申請するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請16番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書11ページをお開きください。

1番・2番ともに、昭和44年3月26日付けで非農家の自己住宅用地としてそれぞれ転用許可を受けていましたが、事業計画の中止により農地として利用していたものを承継者が農地として取得するため申請があったものです。

農地法第3条第1項の規定による許可申請(所有権)7番・8番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して藤澤委員から説明をお願いします。

藤澤委員 議案第7号 農地法第5号第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

本日の特別現地調査委員は、山田部会長を始め佃委員、山地委員と私藤澤の4名です。それでは、別紙の特別議案を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立鶴尾中学校北100メートルに在り、隣接地での特別養護老人ホーム建設工事受注に伴う工事用資材置場及び駐車場用地として、平成26年6月1日から27年4月30日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立仏生山小学校西北西1キロメートルに在り、2番の1は所有権移転により分譲住宅用地、2番の2は使用貸借により進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松・香川線、ガソリン道や高松琴平電気鉄道仏生山駅に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が89.41平方メートル有ります。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、香川大学工学部北50メートルに在り、現在の事務所敷地は借地で手狭となったことから、新たに事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市三谷出張所北500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線及び主要地方道中徳・三谷・高松線に近く交通の利便性が良く、周辺は医療機関や商業施設も整い住環境の良い地域に在り、また、現在好評販売中の転

用者が開発した住宅団地に接続するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、高松市川岡出張所西600メートルに在り、コンビニエンスストアの貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道岡本・香川線に面し交通の利便性が良く、J A香川県の産直店に隣接し集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6番の申請地は、高松市立弦打小学校南450メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道檀紙・鶴市線に近接し交通の利便性が良く、周辺は幼稚園等教育施設や商業施設も整い、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案6件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案につ

いて御説明申しあげます。

議案書12ページをお開きください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、既存のガソリンスタンドをコンビニエンスストア併設店舗に改築するため店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年ごろに造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が2,461.97平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13ページをお開きください。

5番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が91.37平方メートル有ります。

7番は、祖父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、転用面積が500平方メートルを超えますが、過少残置扱いとなり問題ありません。14ページをお開きください。

10番は、父の死亡に伴い宅地・建物は兄弟で共有し、農地は兄が相続しましたが、隣接農地所有者とともに農地を整形し売却することになったため、残地を農家住宅の宅地拡張用地として共同施工にて転用申請するものです。

農地の所有者が違うことから、枝番号を付しており、10番の1は2分の1の持分移転、10番の2は共有にて取得するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、売却農地の整形に伴う残地の取得であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が473.08平方メートル有ります。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

11番は、共有で相続した建物には兄が居住することから、隣接地を取得して非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、周辺農地は分譲住宅用地として開発され、その残地を取得するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は分譲住宅用地として同時に転用申請されており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

12番は、隣接で病院経営をしている転用者が、来院患者・職員用の駐車場不足から病院への露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、病院の駐車場に隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

15ページをお開きください。

13番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者が開発・分譲済みの住宅団地に接続するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、申請地周辺の農地所有者が共有にて取得し、農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農地への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請3番に関連しています。

15番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、小・中学校に近く、周辺は分譲住宅等により宅地化され住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林・雑種地が23.24平方メートルあります。農地法第4条第1項の規定による許可の取消願1番に関連しています。

16番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から50メートルと近接しており、周辺は分譲住宅等により宅地化され住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請2番に関連しています。

16ページをお開きください。

17番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近く、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、貸住宅に駐車スペースが無いことから、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近く、貸住宅にも隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の所有地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、子所有の農地を使用貸借にて借り受けて、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が144平方メートル有ります。

20番は、古物商事業を当該地区で始めるために、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道塩江・屋島西線沿いに在り、国道からのアクセスも良く、同業者の進出の無い地区で利用も見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が15.25平方メートル有ります。

17ページをお開きください。

21番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は宅地を取得した昭和62年ごろに造成したもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が164.78平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

22番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近隣には病院等の医療機関が整い、周辺は住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在り需要も見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

23番は、隣接して計画をしている賃貸共同住宅の入居者用駐車場の不足が見込まれることから露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、計画している共同住宅に隣接しており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、車庫・進入路として宅地拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成16年10月に車庫を建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が428.73平方メートルあります。農地法第4条第1項の規定による許可申請8番に関連しています。併せて無断転用の解消を図るものです。

26番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、香川インテリジェントパークに100メートルと近く、医療施設、図書館等の公共施設が整っており、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、転用面積が500平方メートルを超えていますが、超過面積が37平方メートルで、農業上利用しがたい過小残地であり問題ありません。

18ページをお開きください。

28番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

29番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

30番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被

害防除措置も適切であると考えます。内面積の残地は父所有の農家住宅の拡張用地として、農地法第4条第1項の規定による許可申請11番が同時に提出されています。

19ページをお開きください。

31番は、家財道具を保管する物置が必要となり、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が219.69平方メートルあります。

33番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近隣には商業施設、学校・病院等の公共施設が充実しており、周辺は住宅等で宅地化の進んだ地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

34番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近隣は医療機関・教育施設が整い、宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20ページをお開きください。

35番も、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

37番は、父所有の農地を使用貸借にて借受けて、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、日帰り温泉施設に隣接し、周辺は住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在り、需要も見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が578.87平方メートル有ります。

38番は、37番の賃貸共同住宅への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、転用申請地への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

39番は、事業所への進入路用地として転用するものですが、21ページの2筆については、所有者が宅地へ進入する権利を確保するため、2分の1の持分移転となります。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、事業所等への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和54年5月ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21ページをお開きください。

40番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から100メートルと近接しており、周辺は住宅等により宅地化され住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

41番は、貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道国分寺中通線の沿線に在り通行量が多く、周辺に類似の店舗が無く需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地及び用途廃止の水路が1,307.65平方メートル有ります。農地法第18条第6項の規定による通知9番に関連しています。

42番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成8年ごろに造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併せて無断転用の解消を図るものです。

43番は、事業が順調に推移し資材置場が不足しており、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、業務上必要な施設で事業所から100メートルと近く、集落に接続し利便性が良いことから不許可の例外に該当するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、土地改良事業の縁辺部にあり3方が農地以外に接し集团的に存する農地を蚕食・分断することもなく、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案36件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書22ページをお開きください。

1番は、土地整形のため譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、後継者へ一括贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番・4番は、譲渡人が労力不足であることから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

5番も、譲渡人が労力不足であることから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡

すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

6番も、譲渡人が労力不足であることから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜・果樹を栽培するものです。

なお、下限面積要件については、農地法第3条第1項の規定による許可申請（貸借権設定）2番が同時に申請されており満たしています。

7番は、譲渡人が住宅用地として農地法第5条第1項の規定による許可を受けたものの、転用を行わず農地としていたものを、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

23ページをお開きください。

8番も、譲渡人が住宅用地として農地法第5条第1項の規定による許可を受けたものの、転用を行わず農地としていたものを、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請2番に関連しています。

9番は、譲渡人が労力不足であることから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

10番は、譲渡人が耕作不便であることから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

11番は、残存小作地の解消に伴う離作補償として農地を譲り受けるもので、取得後は引き続き水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知3番及び使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

12番は、譲渡人が労力不足であることから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

13番も、譲渡人が労力不足であることから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はミカンを栽培するものです。

14番も、譲渡人が労力不足であることから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

24ページをお開きください。

15番も、譲渡人が労力不足であることから経営規模の拡大を希望する農業生産法人へ譲り渡すもので、取得後は花卉を栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知7番に関連しています。

なお、農業生産法人の要件である法人の形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件は全て満たしています。

16番は、土地整形のため譲受人へ譲り渡すもので、取得後はビワを栽培するものです。

17番は、譲渡人が高齢により経営を縮小することから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

18番は、後継者へ一括贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

19番は、後継者へ部分贈与するもので、取得後は水稻・野菜を栽培するものです。

20番は、小作地を買い入れるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、貸借権等について御説明申しあげます。

議案書25ページをお開きください。

1番は、社会福祉法人が、社会福祉事業に供する農園を開設するため、農地を使用貸借により10年間借り受けて農園を開設するものです。農地法施行令第6条第1項第1号ハに該当し、全部効率利用・農作業常時従事要件・下限面積要件の例外扱いとなります。

2番は、経営規模の拡大を希望する借人が、農地を使用貸借により3年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権移転）6番に関連しています。

3番・4番は、経営移譲年金受給のため、後継者へ使用貸借による権利を10年間再設定するもので、借人は水稻を作付けするものです。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権移転）20件、農地法第3条第1項の規定による許可申請（貸借権等）4件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第10号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第10号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書26ページをお開きください。

1番は、昭和52年から20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、事務処理要領の非農地認定基準「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番は、昭和62年10月に納屋を建築しているもので、非農地認定基準「耕作の事業を行うものが、その農地（2アール未満）を自らの耕作の事業のための農業経営施設の用に供する場合」に該当するものです。

3番は、本年4月から農地への進入路として利用しているもので、非農地認定基準「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の

増進のために必要な農業施設の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第10号 非農地証明願について3件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 農地改良に係る届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第11号 農地改良に係る届出について御説明申しあげます。

議案書27ページをお開きください。

本件は、不整形で三段に分かれている農地の上段を55センチメートルから73センチメートル切土をし、下段には重力式コンクリート擁壁を設置し良質花崗土で65センチメートルから90センチメートルの盛土を行い、中段と同じ高さに揃えて一枚の農地に造成し水稻栽培の作業効率の向上と収穫量の増加を図るものです。

以上、議案第11号 農地改良に係る届出について1件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 農地改良に係る届出については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号 農地改良に係る届出については受理することに決定いたしました。

次に、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書28ページをお開きください。

証明願がありました事案について現地調査を実施した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

なお、申告期限の関係から農地部会長専決により平成26年4月30日付けで証明書を交付しています。

以上、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件、御審議い

たきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について専決処分を承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、専決処分を承認することにいたしました。

次に、議案第13号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第13号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について御説明申しあげます。

議案書29ページをお開きください。

平成26年1月24日付けで、高松税務署から相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地の利用状況について調査依頼がありました。この調査は、申告期限の翌日から20年間農業を継続する条件で納税猶予を受けている農地について、20年後である現在の利用状況を確認するものです。

全ての農地について地区担当農業委員及び事務局職員が現地を確認し、地区部会で審査の上、一部を除いて適正に利用されているとの報告を受けております。

なお、米の生産調整の手法である自己保全管理については、期限確定しないことを税務署に確認しております。

それでは、適正利用されていない案件について御説明申しあげます。

31ページをお開きください。

32番については、一部を農機具倉庫として転用していますが、農業経営施設であり期限確定しません。

以上、議案第13号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について56件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認については原案のとおり税務署長に回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認については原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第14号 みどり豊かであうおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

平成26年4月8日付けで、高松市長から開発計画に対する意見照会が提出されています。

このことについては、3ページのとおり、同月3日付けで高松市牟礼町の土石採取事業者から香川県知事宛に、土石採取事業のための土地開発行為協議書が提出されたものです。

土地開発行為の目的は、土石の採取及び山林等に復旧するものです。

具体的には、採石計画のとおり、採取方法は、露天掘り、機械掘り及び黒色火薬使用有りを希望しております。

期間は協議終了日から起算して3年間です。

予想される災害の態様としては、土地の崩壊・騒音・粉塵・飛石・廃土石の流失・汚濁水の流失などがあります。

対策としては、特にありませんが、現場は階段採掘により、沈砂池のような形状であり、上澄みのみ排水し、沈殿物は乾燥後に廃土石の捨て場に搬入するので問題無いと考えます。

4月23日に地区担当農業委員及び地区担当職員が現地調査した結果、農業委員会の意見といたしましては、「本土地開発行為の下流域には多少の農地があり、事業の進捗に当たっては、農地・農作物に影響を及ぼさないよう関係者と協議の上、進めること」との意見を付して回答いたしたいと思っております。

以上、議案第14号 みどり豊かであうおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号は、原案のとおり意見決定し回答することにいたしました。

次に、議案第15号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第15号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

平成26年4月21日付けで、高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会が提出されています。

このことについては、牟礼町の採石事業者から香川県知事宛に、採取計画認可申請書が提出されたことに伴い意見照会があったものです。

申請地は、牟礼町牟礼字久通地区の採石場で、申請事業者は1社であります。

具体的な採取の方法等については、前議案と同一であるため、省略いたします。

4月23日に地区担当農業委員と地区担当職員で現地調査を実施した結果、本採石場の周辺には農地が無く、直接の影響が無いと判断いたしましたので、「本採石場の周辺には農地がありませんが、本採取行為に当たっては、採石場の裾野にある農地の農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」との意見を付して回答いたしたいと思っております。

以上、議案第15号 採石法第33条の6の規定による意見について、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号については原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第15号は原案のとおり意見決定し回答することにいたしました。

次に、議案第16号 廃棄物処理施設の設置に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第16号 廃棄物処理施設の設置に係る意見について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

2ページのとおり、平成26年4月10日付けで高松市長から高松市一般廃棄物処理業の許可に関する事務処理要綱第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置等に係る問題点について照会がありました。

施設の概要は、3ページの事前指導申出書のとおりで、その詳細は4ページから7ページまでの事業計画書のとおりです。

設置予定者は、平成17年2月から今回の照会地において産業廃棄物処理業を営んでいますが、混入している一般廃棄物の適正処理のため既存処理場内に一般廃棄物の選別施設・破碎施設・圧縮施設を併用して利用しようとするもので、いずれの施設も建物内部に設置し廃棄物や粉じんの飛散防止設備も装備されるほか、排水やガスの発生は伴わない計画となっています。

4月25日に第4地区農業委員と地区担当職員で現地調査を実施し、地区部会で審議した結果、8ページの地図のように、施設と農地は近接しておらず農作物への影響は考えにくいとの意見でしたが、なお、不測の事態が起きないように注意を喚起し万全を期す意

味合いから、1 ページ最下段5の農業委員会意見（案）のとおり、「廃棄物の処理に当たっては、周辺農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」と回答しようとするものです。

以上、議案第16号 一般廃棄物処理施設の設置に対する意見について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第16号に係る意見については原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第16号は原案のとおり意見決定し回答することにいたしました。

次に、議案第17号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料の4を御覧ください。

平成26年5月8日付けで、高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件につきましては、各地区部会において現地調査及び御審議をいただいたところ、いずれも農地法上の問題は無い旨報告を受けております。

それでは、資料の内容につきまして御説明いたします。

資料の総括表を御覧ください。

農用地区域からの除外内容につきまして、対象地番及び除外後の用途が案件ごとに記載されております。

最後のページの小さな表内に除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に合計欄がございまして、今回の除外申請は除外後の件数合計が56件、合計面積で51,942.37平方メートルとなっております。

以上、議案第17号について御審議いただきますようよろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第17号については異議の無い旨意見決定し回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第17号については異議の無い旨意見決定し回答することにいたしました。

次に報告事項として、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業

委員会会長許可専決処分について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申しあげます。

資料5を御覧ください。

平成26年4月10日から同年5月9日分までであります。

まず、許可件数ですが、3月以前の議決分といたしまして、4条は無く、5条が8件
4月議決分といたしまして4条が9件、5条が33件、合計で4条が9件、5条が41件で
す。

許可保留件数につきましては、3月以前の議決分といたしまして、4条は無く、5条
が3件、4月議決分といたしまして4条は無く、5条が5件、合計で5条が8件です。

取り下げについては有りませんでした。

次に、許可保留について御説明申しあげます。

2ページを御覧ください。

5条につきましては、平成26年2月議決分といたしまして、9番が直近事業の造成工
事未了で許可保留となっております。

3月議決分といたしまして、49番が、開発許可、直近事業の造成工事未了、51番が開
発許可未了で許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

4月議決分といたしまして、7番・8番・11番が開発許可未了となっております。

4ページを御覧ください。

21番・22番が開発許可未了で許可保留となっております。

以上で今月の報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようであ
りますので以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成26年度第2回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後3時40分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員